

旧夜久野町構造改善会館の活用に係る福知山市公共施設マネジメント民間提案募集に関する質問への回答  
(受付期間 令和7年7月25日～令和7年9月12日)

番号	質問項目	質問内容	回答
1	引き受け後の必要になる金銭的な負担	建物を譲り受けた後に発生する税金は固定資産税の他にありますか。	その他として、不動産取得税及び登録免許税（建物の所有権保存登記等に係る税金）の納付が必要です。